

産商第133号

平成15年8月20日

京都駅ビル開発株式会社
代表取締役 白川俊一様

京都市長 榎本頼兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成14年12月26日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェイアール京都伊勢丹 専門店街ザ・キューブ
京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

施設の立地条件を考慮し、公共交通機関利用促進の取組については、今後、その取組の具体化が強く望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況・既存の問題点等）

当該商業施設は、京都駅ビルの中核をなす商業施設であり、都市計画上の商業地域に立地している。

周辺の地域の状況は、北側は京都中央郵便局、駅前広場及び事務所ビル、西側は事務所ビル及び共同住宅、南側は、JR京都駅、東側は東洞院通を隔ててホテル、事務所ビル及び工場が立地している。

現在、来店客のものとは特定できないが、周辺歩道上での違法駐輪が見受けられる。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、意見はなかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見は、駅前地区の駐車場への入場待ち行列の発生、周辺地域の違法駐輪対策及び近隣地域との協調性を懸念する1件であった。

意見の概要については、以下のとおりである。

- ・ 駅前地区の渋滞について、自走式立体駐車場に構造上の問題があることを認識し、広範囲に交通整理員を配置するほか、塩小路通以北に隔地駐車場を設置することが必要である。
- ・ 駅前広場から違法駐輪を排除することで、その自転車等が周辺の地域に違法に置かれていることを認識し、その対策を考えていただきたい。
- ・ 以前、近隣地域との協調性を考えて行動するという話があったが、実現されていない。近隣地域との協調性を再認識する考えはあるのか。

4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や、自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること及び昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

駐車場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来店客数は増加しないと予想されるため、駐車場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

駐輪場の利用者の増加については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の収容台数に不足は生じないと判断される。

また、現在、店舗周辺で見受けられる違法駐輪については、来店客及び店舗関係者によるものと特定できないが、駅ビル及び周辺施設全体の問題として認識し、来店客に対しては、駐輪施設への適切な誘導を、店舗関係者には違法駐輪を行わないよう引き続き指導されるとともに、新たに鉄道事業者と防止対策について協議されることや、違法駐

輪防止の啓発など関係機関とも連携した取組が望まれる。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば、現在の保管施設容量により対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が13%であり、変更に伴う等価騒音レベルの上昇値が0.64dBと大きくないことや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、来店客の利用する交通手段については、平成14年1月28日付けの変更届出（大規模小売店舗内の店舗面積の合計の増加等）に対する、平成14年9月20日付けの市の意見の中で付帯意見として公共交通機関利用促進の取組を継続されるよう指摘しているところであり、今後、その取組の具体化が強く望まれる。